

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【公開番号】特開2009-147353(P2009-147353A)

【公開日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-026

【出願番号】特願2009-15539(P2009-15539)

【国際特許分類】

H 05 K 3/34 (2006.01)

H 05 K 13/02 (2006.01)

【F I】

H 05 K 3/34 507 L

H 05 K 13/02 V

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月15日(2009.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板の搬送に用いられ、該基板の下面と密着する樹脂層と、該樹脂層を固定したベースとを備えた基板の搬送用キャリアであって、前記樹脂層は、シリケート化合物と、末端をシリケート変性したポリジメチルシロキサンとを有する混合物を、加水分解反応および縮合反応することによって得られた組成物を主成分とする材料を乾燥焼成処理してシート状に成形したことを特徴とする基板の搬送用キャリア。

【請求項2】

前記シリケート化合物は、

[化学式1]  $\text{Si}_n\text{O}(\text{n}-1)(\text{RO})_2(\text{n}+1)$  (R = アルキル基、n = 4 ~ 16)

であり、

前記末端をシリケート変性したポリジメチルシロキサンは、

[化学式2]  $\text{Si}_n\text{O}(\text{n}-1)(\text{RO})_2(\text{n}+1)(\text{OSi}(\text{CH}_3)_2)_m(\text{RO})_2(\text{n}+1)\text{Si}_n\text{O}(\text{n}-1)$  (R = アルキル基、n = 4 ~ 16、m > 50)

で表されることを特徴とする請求項1に記載の基板の搬送用キャリア。

【請求項3】

前記シリケート化合物(A)と、

前記末端をシリケート変性したポリジメチルシロキサン(B)の配合の割合が、A/Bのモル比にて、0.1以上1.0以下の範囲であることを特徴とする請求項1または2に記載の基板の搬送用キャリア。

【請求項4】

前記組成物は、260以下でガスクロマトグラフ(GC-MS)により測定した場合に、価数が15以下のシロキサンを含まないことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の基板の搬送用キャリア。

【請求項5】

シリケート化合物と、末端をシリケート変性したポリジメチルシロキサンとを有する混合物を、加水分解反応および縮合反応することによって得られた組成物を主成分とする材料を乾燥焼成処理してシートを成形し、

該シートをベースに固定したことを特徴とする基板の搬送用キャリアの製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】基板の搬送用キャリアおよびその製造方法

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

〔第1発明〕

本発明は、基板の搬送に用いられ、該基板の下面と密着する樹脂層を備えた基板の搬送用キャリアであって、前記樹脂層は、シリケート化合物と、末端をシリケート変性したポリジメチルシロキサンとを有する混合物を、加水分解反応および縮合反応することによって得られた組成物を主成分とする材料を乾燥焼成処理してシート状に成形した基板の搬送用キャリアに関するものである。